

『有法差別』并『有法自相』紙背文書(抄)

1969年度歴史研究室の調査 1

両書共に因明関係注釈書の1つで、興福寺所蔵(第17号函)にかかり、卷子本、筆者は良算(貞慶弟子)、古文書の紙背を利用して書かれている。法量は『有法差別』が縦32.5cm、紙数17紙、『有法自相』が縦30.3cm、紙数16紙、(両書共に料紙の1紙の長さには長短入り交る)、薄茶地表紙は後補のものである。原外題は本紙端裏に書かれ、もとはとくに表紙を付けられていなかったようである。又軸を欠くが、軸付部分には糊の痕跡がなく、最初から軸もなかったものと考えられる。

両書共に各項目毎に建暦3年(1213)閏9月5日より10月16日に至る間の日付が記されているが、『有法差別』には、「建保二年正月廿七日申時抄之以度々/沙汰為本少々加私潤色了

(1)~(5) 有法差別紙背文書

(3) 覚真書状 (切封)
〔端裏充書〕
 按察令参向候也、今度へうるはしく、自院して公卿院司を為御使テ、大衆ニ謁スル也、其議も嚴重ニよく、可候也、此上ニハ此面目にして止発向候へく候、但又今一事加候はてハ、都不可叶也、勿論候、今一事も実の重事ならずとも、金〔堂カ〕十僧様ナル事敷、又何事候哉、重□を□テ内々可注給、座主解官事も、其を不加ハ都に不可叶也、其由ヲ承候、又他事にて発向止候ぬへくは宣候敷、院以外ニ驚思食テ候也、さて按察も馳下候也、恐々謹言、
 寅刻 覚真

(4) 氏名未詳書状断簡(後欠)
 追申
 山門僧綱、猶被追上候、
 今朝御札之旨令申入候了、条々委聞〔食〕、今日猶種々可有御沙汰也、被仰下候也、〔其カ〕御沙汰之様ト申候ハ、清水寺請取タル張〔本〕ヲすか

し出さんと思食候之最前ニ追□法師ヲ入居者、
〔吉水也〕 青蓮院門跡之件法師□雙尾籠人、〔尊カ〕被語梨
〔無カ〕 下門徒、現此不覚之、仍彼ヲ被召出テ可被尋由来之由、尊長ハ申候、我門徒ニ張本〔アラス〕、不謂是非可召進ト、吉水よりハ被仰候なり、仍猶張本沙汰可候之由、被思食候敷、
 宣旨被下様ヲハ昨日御甘心候き、
〔跡〕 道勝法師晦、逐電、猶山門ニ籠居タル、疑ハ候へとも、一切不知行方候也、最前ニ入居タル法師を召出テ、道勝法師□も可有とそ、二品ハ申候つる、
 此子細具ニハ被聞食候ぬれハ、ざりとも御才〔学カ〕ニハ成候了、昨日も此状ニテ才学付〔覚〕トリト仰候けり、
 (5) 氏名未詳書状断簡(後欠)
 兩門騒動無為罷成候之条、三四海静謐基候敷、抑殊申候者、歳末上様兩三具、為毎年之例役令奔走事候、去年も所望事候き、可相勵後年也、今年ハ不及力事等ありと蒙仰候了、一切不忘却候、不願善惡十合可蒙御恩候也、京都便宜

良算」という奥書があり、両書共に建保2年（1214）筆者良算の撰したものであろう。

ここに紹介する紙背文書はいずれも興福寺大衆発向に関するものであるが、(1)・(3)・(4)・(6)などによってそれは清水寺をめぐる延暦寺との争によるものなることが知られる。建保2年に近い頃とすれば、この争は建保元年10月から11月にかけての両寺の対立と考えられる。即ち10月21日清水寺僧等は興福寺末寺を止め、同寺を延暦寺末寺としようとした。このため興福寺は衆徒発向して山門の焼討を企てるに至った。院は天台座主を解官し、張本山僧等を罪科に処することにより興福寺側を宥め、事件を収めたが、ここに紹介する文書により明月記その他の史料には見られない多くの事実を明かにすることができる。

(1)は延暦寺攻撃に当たっての陣立て、兵力構成、作戦等を具体的に物語るばかりか、嗷訴等に際しての僧兵の構成等を窺い知ることができる珍しい史料である。(2)の性格は不明であるが、(6)・(7)と併せ考えれば衆徒発向と全く無縁とは考えられないのでここに掲げることにし

有法差別紙背文書

(1) 興福寺衆徒発向条々（折紙）

□ 発向間条々、

□ 可分手事、

□ 宇治可著山階里、於山階可□手、大手越

関山可宿大津、□□（手カ）西野井尚留山階、次日

大手□可攻坂本、一手者自三井寺山□峯可

向大嶽、但両方打立□可相待大將軍使者

之催也、

□ 手内可分陳事

□ 陳 東金堂

□ 陳 國軍兵

□ 陳 行軍上野公

□ 陳 同軍兵

□ 陳 行軍侍從公

□ 陳 菟花院

□ 陳 末中

□ 陳 辰巳

□ 陳 丑寅

此外加東大寺可為^{七陳}、但可加何陳云事、
可依衆議也、

□ 手事、

□ 野井山郷兵士等并西金堂、□水寺可供奉

歟、（可加發案内）□手於路不可吹貝、登峯之

後、……………（以下下段）……………

^{（場）}楊旗吹貝、可懸火、但不可燒堂塔、
一廻手事、

美乃^{（東大寺止）}近江等七大寺領兵士、自東近

江經塩津、可襲後也、（但日敷近々、難合期歟、）

一路間用意事、

路次不可致狼藉、又或論當時雌雄、或依舊

日宿意致鬪諍之輩出来者、可被處重科之由、

兼可有僉議歟、

(2) 交名注文（折紙）

□ 角新太郎 守親

□ 波入道 宗西

□ 屋十郎 則吉

□ 志平七 安清

□ 海清太 是經

□ 合中八 俊則

□ 小源一 頼綱

^{（常カ）}□ 陸公 菊宛

□ 野^{（公）} 一乘院

□ 賀^{（公）} 東院

□ 光明院

□ 輔^{（公）}

た。(3)に見える「按察」は後鳥羽上皇の近臣按察使藤原光親のことである。覚真書状は(3)・(9)・(10)・(11)・(12)と5通あるが、日付には「寅刻」「十六日巳刻」「午刻」「十六日戌刻」と時刻まで記入し、衆徒が宇治にまで発向し、切迫した状況下にある京都、特に院の動きを、刻々南都にある正覚房良算に報告し自重を求めたものである。特に(9)には「前々の衆徒ニハ長者殿□御使にてこそ候に、自院直ニ被遣公卿勅使ハ、能々寺を重ク思食セハこそ」とあり、南都北嶺の武力衝突という事態を目前にして、京都において院以下がいかに緊張していたかがよく知られよう。また、(9)が「衆徒御返事以外ニ院ハ御腹立候也」、(11)が「凡今度次第ニ院ハ其御寺ヲハ又あかせ給ぬらんと覚候」と後鳥羽上皇の気持を伝えているところが興味深い。(6)・(7)・(8)は「兵士大將軍」に関するもので、意味を把握し難いところもあるが、(1)と共に僧兵の組織を考える上で参考となる。

(田中 稔)

(6)―(12) 有法自相紙背文書

帰候後、無指事可帰之様不候、いかゞし候はんず。難治候敷、白ケテ無左右令帰給らんハあしく候なん、能々可令計給也、此旨ハ御甚深の人々ニハ、少□可令披露給敷、恐々謹言、

十六日巳刻

覚真

(10) 覚真書状

委承候了、當時衆徒之御沙汰次第、如承者返々神妙候、以此旨可披露候也、又按察為御使参候了、其□能々可令悦申給候也、寄去文事ハ當時ハ無沙汰□座主ハ、已被改定候也、替の人沙汰候也、吉水僧正ニ被仰候を辞退候なめり、恐々謹言、

午刻

覚真

(11) 覚真書状 (前欠)

大明神已著御宇治□□□之候、按察ニテハ今明ハ可候木津之由ヲ申テ候と承候つるに、院ヲすかしまいらせて、著御宇治如何、大衆なとは申タル事ハ釘金にて候こそよく候に、如此すかしまいらせたる、いかに候事やらん、凡今度次第ニ、院ハ其御寺ヲハ、又あかせ給ぬらんと覚候、返々浅猿候、衆徒ハ有裁許て帰

(中少々欠)

かせ給ぬる事ハ、いかにも難改事にて候也、此すかしまいらせて著御宇治ハ、凡ひきちか□も不候、力不及候也、此後まれ相構テ、院宣ヲ不背して御定ヲ重クスルしるの候へく候、こはいかゞし候ハ□すらん、只一度の善悪ハいかゞても候なん、永此顔ニ成候ぬ□事のかなく候也、無申限候、恐々謹言、

十六日戌刻

覚真

(切封)

(正覚御房カ)

覚真

(12) 覚真書状断簡 (首尾欠)

一裁許□条□事
此三ヶ条許にてハ、大明神還御都□不可叶ト、衆徒趣ハ候やらん、又し□しつきむとも、院宣等モ頻ニ下□□ハさてありなん、還御こそハあらめなどにて候にや、此様の承タリ候也、京都にて衆説計候也、一定ニ思□可被申候也、若や申得□なにて□□さハかしき事ハ不可候也、よく□りてかなはずハ、けそんにて白けぬと覚候也、猶還御候はすハ、按察など御使にて、寺家へも、菩提山へ□、参事も候はんすらん、先度下□ハ無下の内々事候也、今度ハ菩提山などへ参テ、御定趣細ニ候□□さて還御候へく候、如何、其も猶難叶者、可承存候也、

有法自相建曆三年紙背文書

(6) 重覚書状紙書礼紙書

追申

此兵士大将軍事ハ何トテ出来事候哉、余人之
競望カト覚候ヘハ、弥此惣大将□思候、凡
始より方々思存候シカトモ、承□発向ニハ
大将被差候ヘトモ、各辞退沙汰不分明候之
間、物騒事共候ケリ、然而、其ハ敵人不对
候ヘハ、无別事候、是ハ直ニ合戦ニ及候
ハム、無沙汰天ハ以外大事モ出来候歟と存
候て、如此内心に乍存、我身之恥ヲ思テ不
共奉候ハム、不忠候ヘハ、惣領状申候ニ、
其沙汰無用候ハム、返天惡事モ候なむ、惣
大将なれはとて、随人モよも候はしと覚候
也、
又 院宣 長者宣下者、被止之由下人申候、
実候歟、如何、
又公□候歟、吉野よりも可被延引之由、
申タル旨聞候、不審候、
又三条宿所ハ候やらん、不審候、

(7) 重覚書状断簡(首尾欠)

七人今度被差候事ハ、六人ハ方々大将、一人
ハ國中兵士等沙汰計カと令存候ニ、他人其沙
汰候者、惣大将无用候歟、又出立尋常候ハム、
沙汰ハ惣无用候トモ、可為莊嚴候ニ、故上座
之許見来候者、皆召具候とも不幾候、況當時
或所住之庄園ニ付テ權門ニ

(8) 重覚書状(前欠) (或は(7)より続くか)

被召、或新主ニ随なと申候て故障候、又兵具
本不持候、可造出日数不候、借□當他國指合
不叶候、國中兵士等打烈候者、諸事可談之由
存候之間、其又他人之沙汰候者、見苦さも無
極候、合戦□無用候、惣衆命ニ随候テモ、
返物贖ニ候歟と存、然者大将之名ヲ被止候て、
小僧等ハ一方ニ付テ、御共勤任可宜之由□
存候、以此旨可令披露之由令存候、可□計御
沙汰候、恐々謹言、

十一月五日

正覚房御房

重覚上

(9) 覚真書状

昨日進委細状候了、未見御返事不審候、按察
只今已刻歸參申□、衆徒御返事以外ニ院ハ御
腹立候也、前々ノ衆徒ニハ長者殿□御使にてこそ候
に、自 院直ニ被遣公卿勅使ハ、能々寺を重
ク思食セハこそ、如此御沙汰あるに、猶可発
向之由申候、不從御定、返々遺恨也とて、種
々御沙汰候也、されハこそ申候しか、餘事申
されハ一定あしく候ぬとは、已其儀ニ成候了、
今ハ以官兵任法被防之条ハ無

(この間少々欠あるも続くか)

あるへきなと評定御計候也、若守治へなと無
左右発向シテ、淀路ヨリ官兵廻テ後はしふた
かれて、以外的事なと引出□セ給な、猶訴訟
候とも、於木津以□綱為使可令申給也、官兵
ニ向あい候なハ、以外的事出来ぬと覚□也、
実ニモ 院公卿勅使ニハ尤可令□給にて候物
を、返々無申限候、凡ハ此程ニ魔縁結構事無
為□止へしとは不覚候つ、已ニ□子揚候了如
何、さりとて又御使可掃之由も不申シテ 御使